

注意事項（施設利用にあたってのお願い）

1. 糸満青少年の家は、青少年教育施設です。宿泊だけの利用はできません。
2. 研修を目的とした利用が原則となります。
研修室、大講堂、体育館、野外炊飯のいずれかを使用する研修計画を立案してください。
3. 未成年者だけでの利用はできません。（必ず成人の指導者の引率が必要です。）
4. 宿泊室・研修室・大講堂・体育館内での飲食はできません。
5. アルコールの持ち込み及び飲酒は禁止です。
6. 敷地内はすべて禁煙です。
7. 入所・退所の時間は、9：00～17：00となります。
8. 体育館、研修室、講堂、キャンプ場等（野外炊飯棟、キャンプファイヤー、テント泊）の施設は、調整の上での利用となります。
9. 食材の持ち込みは禁止です（野外炊飯、バーベキューは食堂に必ず注文してください）。
10. ガス台、カセットコンロ、炊飯器の持ち込みはできません。（薪のみ使用）
11. 次のような団体様にはご利用いただけません。
 - ・特定の政党を支持または反対するための政治的教育及び政治的活動を行う団体
 - ・特定の宗教を支持または反対するための宗教的教育及び宗教的活動を行う団体
 - ・暴力団及び暴力団関係等の反社会的勢力及びその関係者の属する団体
 - ・営利を目的とし、本所を使用することで利益を得る活動を行う団体
 - ・本所の他の利用者、本所職員、近隣住民に対して迷惑となる行動を取る団体
 - ・その他、所長が不適切と認めた活動を行う団体